

# 新規登録団体資料

## (特定非営利活動法人 たゆらぎ)

① 団体登録申請書	・・・P1
② 団体登録簿	・・・P3
③ 定款	・・・P5
④ 登記事項証明書	・・・P13
⑤ 2019 年度事業報告書	・・・P15
⑥ 2019 年度活動計算書	・・・P21
⑦ 前事業年度の役員名簿	・・・P23
⑧ 前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿	・・・P25
⑨ 申請時の事業年度の事業計画書	・・・P27
⑩ 申請時の事業年度の活動計算書	・・・P29
⑪ その他参考資料	・・・P31



令和 2 年 7 月 17 日

枚 方 市 長

申 請 者  
団 体 名 特定非常利活動法人たやがぎ  
主たる事務所  
の所在地 枚方市香里園東之町15番52号  
代 表 者 井村 恵美  
連 絡 先 [Redacted]

### 枚方市NPO活動応援基金 団体登録申請書

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体として登録したいので、下記の書類を添えて申請します。なお、当団体は、枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱第2条に規定する登録要件（裏面に記載）に該当しています。本申請に係る書類については、ホームページ等で一般公開することについて同意します。

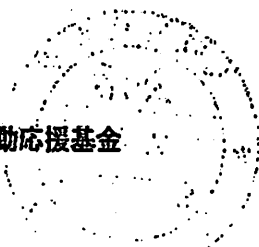
#### 記

#### 添付書類

- (1) 団体登録簿
- (2) 定款
- (3) 登記事項証明書（履歴事項証明書または現在事項証明書、発行日から6ヶ月以内）
- (4) 前事業年度の事業報告書
- (5) 前事業年度の活動計算書（決算）
- (6) 前事業年度の役員名簿
- (7) 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿
- (8) 申請時の事業年度の事業計画書
- (9) 申請時の事業年度の活動計算書（予算）
- (10) その他参考資料〔団体の活動を確認できるもの〕

※ (4)～(7)については、所轄庁に提出した書類の写しとする。

※ (5)及び(9)の活動計算書について、定款を変更していない場合は収支計算書。



枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱（抜粋）

（登録の要件）

第2条 登録を申請できる団体は、次に掲げるすべての要件を満たす団体とする。

- （1）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であること。
- （2）主たる事務所の所在地が枚方市内であること
- （3）主として枚方市内を活動の拠点としていること。
- （4）事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費に占める割合が100分の50以上であること
- （5）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体でないこと。
- （6）前各号に定めるもののほか、市長が定める要件を満たしていること。

## 枚方市NPO活動応援基金 団体登録簿

令和 2年 7月17日届出

団体名	フリガナ トクテイヒエイリカツドウホウジン タユラギ		
	特定非営利活動法人 たゆらぎ		
代表者氏名	フリガナ イムラ ヨシミ		
	井村 恵美		
主たる事務所の所在地	〒573-0085		
	大阪府枚方市香里園東之町15番52号		
電話番号		FAX	
メールアドレス			
ホームページアドレス	http://tayuragi.com/		
活動分野	※活動分野分類表より、いずれか一つに○印<団体の定款と必ず一致していること> ① 2 3 4 5 6 7		
活動内容	枚方市には短期入所事業所が少なく、緊急時に利用できないだけでなく、新しく出来ても行動障害のある重度障害者ほど利用を断られてしまいます。高齢であっても保護者の負担のみが大きくなる為、切実な願いの基に事業実施しました。重度の人を8割程度受け入れる場合、スプリングラーなどの設置義務があり、グループホームにはある助成金もない中、倍又は3倍近くの内装費用をかけて、4月にオープンしました。利用者が日替わりで入れ替わる為、シーツの洗濯や寝室などの清掃や消毒にも神経を使っています。コロナの影響を受けて、利用者は増えませんが、保護者の入院時の受け入れや、他所で断られた方からはもちろん、利用者さんからは喜んでいただいています。また、他団体と子ども食堂を運営する中、20歳前後の若者、または、それ以上の年代の方にとっても食事の提供や居場所が必要なことを感じ、短期入所利用者への食事提供時に、ご飯とスープの提供なら負担ないと考え、『一汁一飯食堂』の実施をスタートしました。短期入所利用者、食堂に来られた方共に、よい刺激になると考えています。		
活動を開始した年月日	平成29年10月25日 〔NPO法人設立（登記）年月日／平成29年10月25日〕		
団体の運営状況(本登録簿の届出日現在)	①会員数 会員 <u>10</u> 人 ●内 訳/正会員 <u>10</u> 人 賛助会員 <u>0</u> 人 ②スタッフの構成 ●常勤有給スタッフ <u>2</u> 人 非常勤有給スタッフ <u>5</u> 人 ボランティア等 <u>0</u> 人 ファンドレイザー（資金調達係）専任 <u>0</u> 人 兼任 <u>0</u> 人 ③入会金 有 ・ <input checked="" type="radio"/> ※いずれかに○印 ●有りの場合 <u>          </u> 円		

	<p>④会費 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 <input type="radio"/> ※いずれかに○印                  ●有りの場合 <u>3000</u>円</p> <p>⑤寄付金 <input type="radio"/> 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 ※いずれかに○印                  ●有りの場合 _____円</p> <p>⑥事業実績(過去3年に実施した他の補助事業・委託事業を記載してください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事業名</th> <th style="width: 50%;">事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)</th> <th style="width: 25%;">補助・受託額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額												
事業名	事業内容 (補助元・委託元、実施年度も明記)	補助・受託額														
<p>団体の運営 状況(本登録 簿の届出日 現在)</p>	<p>①特定非営利活動に係る事業以外の事業(「その他の事業」) 実施している ・ <input checked="" type="radio"/> 実施していない ※いずれかに○印                  ●実施している場合はその事業に係る経費 _____円</p> <p>②特定非営利活動に係る事業(根拠: <u>2019</u>年度収支計算書又は活動計算書)                  ●運営総経費のうち特定非営利活動に係る経費(事業費+管理費)  <u>1,897,710</u>円                  ②/①+② = <u>100</u>% (小数点以下四捨五入)                  注:「その他の事業」を実施していない場合は100%と記入</p>															
<p>運営総経費 のうち特定 非営利活動 の占める割 合</p>	<p>●資金調達のため ※主なものの一つに○印</p> <p>●事業拡大のため</p> <p>●社会的信用力が向上すると考えるため</p> <p>●その他 ( )</p>															
<p>当基金に登 録する理由</p>																

# 特定非営利活動法人たゆらぎ 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人たゆらぎという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府枚方市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、障害のある人が地域で当たり前に充実した生活ができるように障害福祉に関する事業を行いつつも、誰かが一方的に支援したりされたりする関係ではなく、子どもや若者、高齢者や小さい子を抱えた親など、互いの支え合いを育みながら、障害がある人もない人も地域で安心して暮らしていく為に、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関わる事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に関する事業
- (2) ものづくり等各種講座事業
- (3) 居場所づくりに関する事業
- (4) 人権啓発に関する講師派遣やワークショップ事業
- (5) 子育てに関するワークショップ・相談支援事業
- (6) 若者の就労支援に関する事業

(7) その他この法人の目的を達成するため必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

## 第4章 役員

(種別)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名～7名
- (2) 監事 1名～3名
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、2人を副理事長とする。
- 3 理事は理事会、監事は総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
    - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
    - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第15条 役員は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、



任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事は理事会、監事は総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
  - (3) 監事が第14条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面あるいは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その数を明記すること。）

- (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 理事の選任又は解任、職務及び役員の報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 第14条4項5号の規定により、招集の請求があったとき。

### (招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面あるいは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(議決等)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

## 第7章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第38条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画および予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第42条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類を作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の処分)

第47条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

## 第9章 雑則

### (公告)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載して行う。

### (委任)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	井村	恵美
副理事長	中川	雄二
副理事長	加藤	吉和
理事	渡邊	洋一郎
監事	石間	香苗
監事	久米	悦子

- 3 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

#### (1) 正会員

入会金 0円 会費 年額 3,000円

(2) 賛助会員

入会金 0円 会費 年額 一口3,000円

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2018年3月31日までとする。

## 履歴事項全部証明書

大阪府枚方市香里園東之町15番52号  
 特定非営利活動法人たゆらぎ

会社法人等番号	1200-05-019792
名称	特定非営利活動法人たゆらぎ
主たる事務所	大阪府枚方市香里園東之町15番52号
法人成立の年月日	平成29年10月25日
目的等	<p><b>目的及び事業</b>                  この法人は、障害のある人が地域で当たり前のように充実した生活ができるように障害福祉に関する事業を行いつつも、誰かが一方的に支援したりされたりする関係ではなく、子どもや若者、高齢者や小さい子を抱えた親など、互いの支え合いを育みながら、障害がある人もない人も地域で安心して暮らしていく為に、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。                  この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動                  (2) 社会教育の推進を図る活動                  (3) まちづくりの推進を図る活動                  (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動                  (5) 子どもの健全育成を図る活動                  (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動                  (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に関わる事業を行う。</p> <p>(1) 障害者総合支援法に関する事業                  (2) ものづくり等各種講座事業                  (3) 居場所づくりに関する事業                  (4) 人権啓発に関する講師派遣やワークショップ事業                  (5) 子育てに関するワークショップ・相談支援事業                  (6) 若者の就労支援に関する事業                  (7) その他この法人の目的を達成するため必要な事業</p>
役員に関する事項	大阪府枚方市香里園東之町15番52号 理事 井村 恵美
資産の総額	金0円
登記記録に関する事項	設立 平成29年10月25日登記



大阪府枚方市香里園東之町15番52号  
特定非営利活動法人たゆらぎ



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。  
(大阪法務局管轄)

令和 2年 6月 9日

大阪法務局枚方出張所  
登記官

大 谷 邦 彦



# 2019年度事業報告書

特定非営利活動法人 たゆらぎ

## I 事業期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

## II 事業の成果

2020年4月の短期入所事業開所に向けての準備等

## III 事業の実施状況

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) 障害者総合支援法に関する事業

##### 1 障害者短期入所事業

2019年9月 不動産契約

2020年1月～3月初旬まで 内装工事

3月10日 短期入所事業において申請書提出

##### ②枚方市 日中一時支援事業

事業実施なし

#### (2) ものづくり等各種講座事業

事業実施なし

#### (3) 居場所づくりに関する事業

事業実施なし

#### (4) 人権啓発に関する講師派遣やワークショップ事業

1月25日(土) 『みんなでつくる学校とれぶりんか』と共催でのコンサート  
内容：ショートステイみっきいの事業開始に伴う一汁一飯食堂実施の紹介と、  
重度の知的障害のある人と友人らでのミニ講演会

#### (5) 子育てに関するワークショップ・相談支援事業

事業実施なし

(6) 若者の就労支援に関する事業

一汁一飯事業開始に向けてのクラウドファンディングを実施。

～実施機関：2020年1月25日～3月14日

2 その他の事業

事業実施なし

IV 社員総会の開催状況 2019年 5月28日(火)で、午後3時30分～午後6時00分まで

場 所： ラポールひらかた 集会室

出席正会員数： 10名(うち委任状出席者数 2名) 正会員総数 10名。

第一回通常総会

(日 時) 2019年5月28日(火) 15時半から18時

(場 所) ラポールひらかた 集会室

(社員総数) 10名

(出席者数) 10名(うち 表決委任者2名)

(内 容) 1) 定足数の確認の件  
2) 議事録署名人選任の件 定款変更の件  
3) 事業計画及び収支予算に関する件

V 理事会その他の役員会の開催状況

第1回理事会兼定例会 2019年4月5日(金) 18時半～20時  
場 所 枚方公園青少年センター 調理室において開催 出席者3名(うち理事2名)

第2回理事会兼定例会 2019年6月14日(金) 18時半～20時  
場 所 枚方公園青少年センター 調理室において開催 出席者3名(うち理事2名)

第3回理事会兼定例会 2019年7月12日(金) 18時半～20時  
場 所 枚方公園青少年センター 調理室において開催 出席者3名(うち理事2名)

第4回理事会兼定例会 2019年8月9日(金) 18時半～20時  
場 所 ラポールひらかたフリースペースにおいて開催 出席者3名(うち理事2名)

第5回理事会兼定例会 2019年9月3日(金) 18時半～20時  
場 所 枚方公園青少年センター 調理室において開催 出席者3名(うち理事2名)

- 第6回理事会兼定例会 2019年10月12日(金)18時半~20時  
場所 枚方公園青少年センター 調理室において開催 出席者3名(うち理事2名)
- 第7回理事会兼定例会 2019年11月12日(火)18時半~20時  
場所 枚方公園青少年センター 調理室において開催 出席者3名(うち理事2名)
- 第8回理事会兼定例会 2019年11月20日(水)18時半~20時  
場所 枚方公園青少年センター 調理室において開催 出席者3名(うち理事2名)
- 第9回理事会兼定例会 2019年12月2日(火)18時半~20時  
場所 ラポールひらかたフリースペースにおいて開催 出席者3名(うち理事2名)
- 第3回理事会兼定例会 2019年12月17日(火)18時半~20時  
場所 ラポールひらかたフリースペースにおいて開催 出席者3名(うち理事2名)
- 第3回理事会兼定例会 2020年1月7日(水)18時半~20時  
場所 出席者3名(うち理事2名)
- 第3回理事会兼定例会 2020年1月21日(水)18時半~20時  
場所 出席者3名(うち理事2名)
- 第3回理事会兼定例会 2020年2月18日(水)18時半~20時  
場所 出席者3名(うち理事2名)
- 第3回理事会兼定例会 2020年3月10日(水)18時半~20時  
場所 出席者3名(うち理事2名)



# 活 動 計 算 書

【税込】(単位:円)

特定非営利活動法人たゆらぎ

自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日

	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
<b>【経常収益】</b>			
<b>【受取会費】</b>			
正会員受取会費	30,000		30,000
<b>【その他収益】</b>			
受取利息	26		26
雑収益	21,300		21,300
<b>経常収益計</b>	51,326	0	51,326
<b>【経常費用】</b>			
<b>【事業費】</b>			
(人件費)			
人件費計	0	0	0
(その他経費)			
会議費(事業)	152,957		152,957
車両費(事業)	85,700		85,700
通信運搬費(事業)	32,594		32,594
消耗品費(事業)	598,396		598,396
水道光熱費(事業)	6,112		6,112
租税公課(事業)	1,050		1,050
支払手数料(事業)	14,000		14,000
雑費(事業)	53,048		53,048
<b>その他経費計</b>	943,857	0	943,857
<b>事業費計</b>	943,857	0	943,857
<b>【管理費】</b>			
(人件費)			
人件費計	0	0	0
(その他経費)			
会議費	2,067		2,067
車両費	800		800
通信運搬費	16,376		16,376
消耗品費	4,180		4,180
地代家賃	253,000		253,000
広告宣伝費	79,100		79,100
接待交際費	59,169		59,169
諸会費	3,000		3,000
租税公課	22,900		22,900
支払手数料	432,224		432,224
支払利息	81,037		81,037
<b>その他経費計</b>	953,853	0	953,853
<b>管理費計</b>	953,853	0	953,853
<b>経常費用計</b>	1,897,710	0	1,897,710
<b>当期経常増減額</b>	△ 1,846,384	0	△ 1,846,384
<b>【経常外収益】</b>			
<b>経常外収益計</b>	0	0	0
<b>【経常外費用】</b>			
<b>経常外費用計</b>	0	0	0
<b>税引前当期正味財産増減額</b>	△ 1,846,384	0	△ 1,846,384
<b>当期正味財産増減額</b>	△ 1,846,384	0	△ 1,846,384
<b>前期繰越正味財産額</b>	△ 45,042	0	△ 45,042
<b>次期繰越正味財産額</b>	△ 1,891,426	0	△ 1,891,426



# 年間役員名簿

特定非営利活動法人 たゆらぎ

2019年4月1日 から 2020年3月31日まで

役職	ふり 氏 がな 名	住所又は居所	就任期間	報酬受取期間
理事	いむら 井村 よしみ 恵美	大阪府枚方市 [REDACTED]	2019年4月1日 ～ 2020年3月31日	無
理事	ひかがわ 中川 ゆうじ 雄二	大阪府寝屋川市 [REDACTED]	2019年4月1日 ～ 2020年3月31日	無
理事	かとう 加藤 よしかず 吉和	大阪府枚方市 [REDACTED]	2019年4月1日 ～ 2020年3月31日	無
理事	わたなべ 渡邊 よういちろう 洋一郎	大阪府枚方市 [REDACTED]	2019年4月1日 ～ 2020年3月31日	無
監事	いしま 石間 かなえ 香苗	大阪府枚方市 [REDACTED]	2019年4月1日 ～ 2020年3月31日	無
監事	くめ 久米 えつこ 悦子	大阪府枚方市 [REDACTED]	2019年4月1日 ～ 2020年3月31日	無





社員のうち10人以上の者の氏名及び住所・居所を記載した書面

特定非営利活動法人 たゆらぎ

	氏名	住所又は居所
1	井村 恵美	大阪府枚方市 [REDACTED]
2	中川 雄二	大阪府寝屋川市 [REDACTED]
3	加藤 吉和	大阪府枚方市 [REDACTED]
4	渡邊 洋一郎	大阪府枚方市 [REDACTED]
5	石間 香苗	大阪府枚方市 [REDACTED]
6	久米 悦子	大阪府枚方市 [REDACTED]
7	有信 岳彦	大阪府交野市 [REDACTED]
8	内山 裕史	大阪府枚方市 [REDACTED]
9	西江 尊徳	大阪府四條畷市 [REDACTED]
10	佐々木サミュエルズ 純子	大阪市 [REDACTED]



# 2020年度 事業計画書

特定非営利活動法人 たゆらぎ

## I 事業の実施方針

どんなに障害が重くても、住み慣れた地域の中で充実した生活を望む方は多いと思います。一方的に支援することなく、また、障害のある方だけに限らず、子どもや若者、高齢者や小さい子を抱えた親など、互いの支え合いも育みながら、共に地域で安心して暮らしていくことを目指します。地域のあたたかな繋がりをつくる為に、様々な余暇活動や交流の場を積極的に提供していきます。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) 障害者総合支援法に関する事業

##### ①障害者短期入所事業

【内 容】 食事の提供、入浴又は清拭、送迎、余暇活動の提供

【実施場所】 枚方市又は寝屋川市

【実施日時】 月・火・水・金・土曜日（ただし、祝日・年末年始は除く）

【事業の対象者】 枚方市、寝屋川市、交野市及び近隣地域からの利用者

【収 入】 34,965,000円（内訳は別紙を参照）

【支 出】 28,780,000円（内訳は別紙を参照）

##### ②枚方市 日中一時支援事業

【内 容】 （希望者への）食事の提供、送迎、余暇活動の提供

【実施場所】 枚方市又は寝屋川市

【実施日時】 月・火・水・金・土曜日（ただし、祝日・年末年始は除く）

【事業の対象者】 枚方市からの利用者

【収 入】 4,611,600円（内訳は別紙を参照）

【支 出】 4,510,000円（内訳は別紙を参照）

#### (2) ものづくり等各種講座事業

##### ①ガラスアクセサリ作り講座事業

【内 容】 ガラスフュージングという技法でのガラス細工講座をしながらの交流。

【実施場所】 短期入所・日中一時支援事業を行う同施設内の別の多目的室

【実施日時】 月2回

【事業の対象者】 枚方市および近隣地域からの参加者

【収 入】 96,000円（参加費1000円×4名×2回(月)×12ヶ月＝¥96000）

【支 出】 88,800円（お茶&電気代200円×24回＝4800

講師報酬 2000円×24回＝48000 助手報酬 1500円×24回＝36000）

(3) 居場所づくりに関する事業

① 「一汁一飯食堂～エフ」

【内 容】 子ども、若者、ご年配の方まで誰もが気軽に食べに来れる場。世代間交流の場。  
また、一汁一菜とすることでボランティアスタッフが負担なく食事の提供ができる。

【実施場所】 短期入所・日中一時支援事業を行う同施設内の別の多目的室

【実施日時】 月4回

【事業の対象者】 地域の子どもからご年配の方々、隣接地域の若者

【収 入】 28,800円

(食事代 小中学生・ボランティア無料 大人300円×4名×24回)

【支 出】 120,000円 (食材2500円×48回)

(4) 人権啓発に関する講師派遣やワークショップ事業

① 対立と向き合う学習会

【内 容】 障害児を抱えた保護者は、学校や周りの保護者と意見がぶつかり合った場合は孤立しがちになる。対立しがちな中、どのようにうまく話し合いを進めていけばよいかを毎回悩む。それらを一緒に考えることで、それぞれの立場を理解しあい、また、伝え方を学びあえる。

【実施場所】 短期入所・日中一時支援事業を行う同施設内の別の多目的室

【実施日時】 年2回

【事業の対象者】 枚方市在住又は近隣の大人

【収 入】 3,600円 (参加費300円×6名×2回)

【支 出】 3,000円 (ファシリテータ報酬1,500円×2回)

(5) 子育てに関するワークショップ・相談支援事業

① 就学相談会

【内 容】 障害児を持つ保護者は、就学先に迷い、大変悩む。先輩保護者や元教師による相談会の実施。

【実施場所】 短期入所・日中一時支援事業を行う同施設内の別の多目的室

【実施日時】 年2回

【事業の対象者】 障害児の保護者

【収 入】 0円 (参加費無料)

【支 出】 3,000円 (元教師の方への謝金1,500円×2回)

(6) 若者の就労支援に関する事業

① 手作り品等の雑貨販売

【内 容】 ガラスアクセサリーや手作り石鹸などの雑貨販売

【実施場所】 短期入所・日中一時支援事業を行う同施設内の別の多目的室

【実施日時】 月1回

【事業の対象者】 近隣の方々対象

【収 入】 50,000円 (物品の売上)

【支 出】 50,000円 (販売した若者への報酬)

# 2020年度活動予算書

2020年4月1日から2021年3月31日まで

特定非営利活動法人たゆらぎ  
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	0		
.....			
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....			
4. 事業収益			
1-1 短期入所事業			
介護給付費収入	32,790,000		
利用者食事代等	2,175,000		
1-2 日中一時支援事業			
介護給付費収入	4,536,000		
利用者食事代等	75,600		
2ものづくり講座事業			
事業収入	96,000		
3居場所づくり事業			
事業収入	28,800		
4人権啓発ワークショップ事業			
事業収入	3,600		
5子育てに関する相談支援事業			
事業収入	0		
6就労支援に関する事業			
事業収入	50,000		
.....			
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....			
<b>経常収益計</b>			<b>39,785,000</b>
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	19,920,000		
賞与積立金	1,200,000		
法定福利厚生費	2,390,000		
退職金給付費用	300,000		
福利厚生費	160,000		
.....			
<b>人件費計</b>	<b>23,970,000</b>		
(2) その他経費			
賃貸料	3,120,000		
光熱費	722,400		
通信費	420,000		
雑費・事務費	180,000		
食材費	1,320,000		
車両・旅費交通費	1,080,000		
会議・教育訓練費	402,400		
支払保険料	180,000		
支払利息	240,000		
広告宣伝費	180,000		
リース代(備品他)	600,000		
駐車料金	400,000		
報償費	140,000		
会議費	0		
減価償却費	600,000		
.....			
<b>その他経費計</b>	<b>9,584,800</b>		
<b>事業費計</b>			<b>33,554,800</b>

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	240,000		
給料手当	48,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	288,000		
(2) その他経費			
会費			
旅費交通費	240,000		
通信費	3,000		
消耗品費	3,000		
租税公課	70,000		
支払利息			
.....			
その他経費計	316,000		
管理費計			604,000
経常費用計			34,158,800
当期経常増減額			5,626,200
前期正味財産増減額			▲ 1,846,384
次期繰越正味財産額			3,779,816



# 特定非営利活動法人たゆらぎ

枚方公園駅より徒歩10分のところに

障害のある人にとっての『女子会』や『飲み会』のような感覚でお泊まり会ができるショートステイを来年4月(予定)オープンします!

〒573-0037

大阪府枚方市枚方上之町11-29 1階

090-9167-7187

<https://tavuragi.com/>

代表 井村よしみ

## 主な事業

- ・ ショートステイ事業
- ・ 日中一時支援事業

同時に以下事業もオープン予定です。

- ・ 一汁一飯(いちじゅういっばん)食堂
- ・ ガラスアクセサリー工房

## 子ども食堂若者版

『一汁一飯(いちじゅういっばん)食堂』は、  
こんなところ

- ・ なるべく毎日の開催
- ・ 少人数ずつ(5食分程度)の受入
- ・ ミネラルたっぷりの天然のお出汁が効いた具沢山スープを用意します(^^)
- ・ 食事代は、協力金として300円いただきます。
- ・ 『ご自分のお皿ともう一人分のお皿を洗う』『ショートステイ利用の方と一緒に食事を取ったり、見守りをする等』ちょっとしたお手伝いをしてくだされば、無料になります。
- ・ スタッフ以外に、相互で話しができる関係をつくることができたら...
- ・ 自分の校区の子ども食堂へ行きにくいお子さんも歓迎です。保護者と一緒に来てね!

## ショートステイ事業『みっきい』は、こんなところ

- ・ 午後3時半～翌朝8時頃まで利用者さん6名定員
- ・ スタッフは常時2名以上
- ・ 主に18歳以上の知的障害のある人が対象となります。(それ以外の障害をお持ちの方はご相談下さい。)
- ・ 女子会、飲み会、パーティーのイメージのお泊まり会です。
- ・ ミネラルたっぷりの天然のお出汁が効いた具沢山スープが夕食に出ます。
- ・ 地域の皆さんとの交流を大切にします。

## ガラスアクセサリー(シルバーアクセサリー)工房『ティンク』は、こんなところ

色ガラスを電気炉の中で溶かし融合させ、オリジナルのアクセサリーができます。ガラスフュージングという技法です。トゲトゲのガラスが、トロンとまあるくなる様子は、とっても癒されます。初めてでも簡単できますので、ぜひ、作りにお越しください。

- ・ ガラスアクセサリー作りのワークショップ(参加費500円～)
- ・ 電気炉利用 1回1,000円～2,000円(一度に6つ程アクセサリーが作れます。)
- ・ 出張ワークショップも実施します。(2名様～18名様に体験講座を実施致します。)

## 夜勤スタッフ募集しています!

勤務時間：午後3時～翌午前9時までの間で相談させていただきます。

午後3時～翌午前9時で 18,000円～

お問い合わせ 090-9167-7187

夜勤者2名の為、交代で仮眠できます。

[tayuragi@swee.info](mailto:tayuragi@swee.info) 井村





## 《 実施したクラウドファンディングの内容 》

はじめまして。

私は、特定非営利活動法人たゆらぎの代表、井村よしみと申します。

私には重度の知的障害がある娘がいます。娘は毎日、色々やらかしてくれます。

例えば、

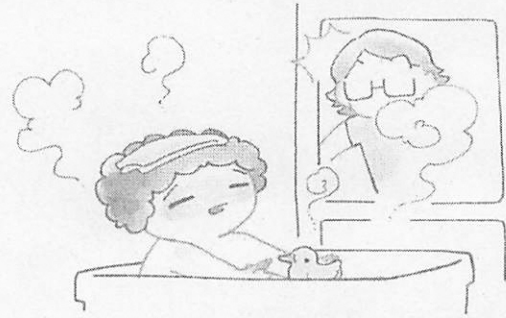
・引き出しの中や冷蔵庫の中を荒らしたり…



・水筒の中に水を入れては、キッチンやリビングに水たまりを作ったり…



・1日に何回もお風呂に入ったり…



・紙やビニールを破ってひらひらさせたり…



そ

して

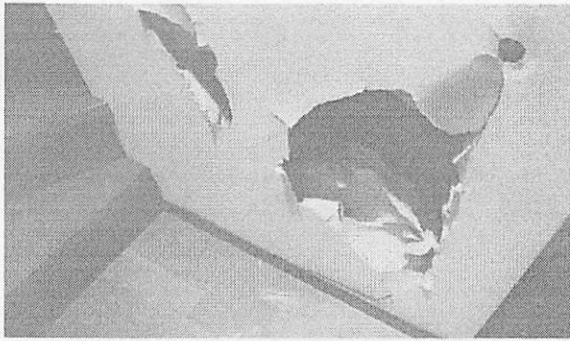
・音楽が大好きで、タブレットを持ってきては、音楽を流してやると踊っています。

家の中はシツチャカメツチャカで、ニコニコしている姿はめちゃくちゃ可愛くて、毎日、とっても楽しいです。でも、辛いのが、パニックになると、激しい自傷をしてしまうことです。

満身の力で、自分の顔をグーで殴ったり、ひっくり返って後頭部を床に打ちつけたりします。



家の壁のあちこちに、大きな穴が。



そんな時、私も馬乗りになって、全力で止めます。生傷も絶えません。



そして、辛いことは、もうひとつあります。  
娘が、夜遅くまで、或いは明け方まで寝ない日が多いことです。



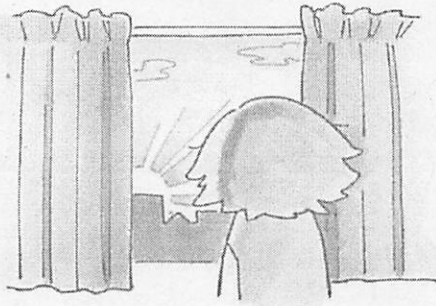
夜中の2時や3時にパニックが重なれば、もっと大変で、ベソをかいてしまうこともあります。



そのうち、ようやくリビングの床の上に、二人で倒れるように寝ています。



布団で寝ている日の方がずっと少ない毎日です



そこで、ショートステイと言って、泊まりで利用できるサービスを娘に利用してもらい、私も息抜きしよう！と、私の住む枚方市で探しました。

ところが、もう他の利用者さんでいっぱいだったり、手のかかる娘はさり気なく断られたりと、結局、同市では、利用できる場所がありません。

こんな日々の連続で、いつまで、もつのだろうか？ 親であっても、たまには子どもから離れてゆっくり眠りたいし、自由な夜の時間を過ごしたい。

もし、今、夫婦どちらかが倒れたら、私たちの生活は回らなくなります。

(ブログ『マカロニちいちゃん』<http://makaroni.sblo.jp/>)  
この問題は、私だけでなく、多くの障害のある子どもの親に共通しています。最近、『老障介護』という、メディアでも大きく取り上げられています。

また、娘たちにとっても、親以外の人と過ごす経験は必要です。



かといって、以前、グループホームの見学に行ったとき、スタッフの方から、ホームに来た最初は毎晩泣いている人も多い、と聞き、胸が苦しくなりました。

親や支援者の都合で、無理に家を出すのではなく、もっと自然な形で実家を出ることはできないだろうか？

親のためにも、子どものためにも、いまショートステイが必要なのです。  
それが切実な願いです。

そこで、だったら自分で《理想のショートステイ》を作ろう～！と決意しました。

女子会や飲み会やパーティーのようなイメージのお泊まり会をしながら、将来グループホームやシェアハウスと一緒に暮らす仲間を本人自身が作っていけるとステキだな～と考えています。

寝屋川・枚方を拠点とするフリースクール『みんなでつくる学校とれぶりんか』という団体があります。

(<http://treblinka.seesaa.net/>)

元々中学の教師をしていた代表と教え子が中心となって、障害のある仲間、不登校やひきこもり、様々な背景を持つ若い人達と共に、人権や福祉、環境、平和の課題に取り組みながら活動しています。



娘と共に、とれぶりんかの活動に参加し、私自身は子ども食堂を担当しています。

子ども食堂に自分で関わってみると、色々発見があり、私なりに感じてきた事がありました。そして、若い人にも食事付きの居場所があった方がいいんじゃないか？ということも、娘が定時制高校に通っていた時から感じていました。

そこで、娘達のショートステイと若い人達の居場所をくっつけよう～！とひらめいたんです。



障害のある人だけが集まるのではなく、いろんな人たちが集うインクルーシブな環境でこそ、みんなが豊かに生きられると思うから。

つまり、

“子ども食堂の若者版”『一汁一飯(いちじゅういっばん)食堂』を併設することにしました。

ショートステイでは、煮干しや昆布のお出汁を使ったミネラルたっぷりのスープを利用者さんへお出しする予定です。

それを少し多く作るだけなら、調理の負担はかからないはず。それなら、無理なく続けていくことができます。開所日には1日五食分ぐらいを用意します。いつでも提供できるなら、好きな時に来ていただくことができ、数人ずつ来てくださる方がゆっくり話もできそうです。

また、生きづらさを抱えた若者たちは、人の気持ちに寄り添える人が多いと感じてきたので、ショートステイ事業の利用者の人たちとも関わってほしい。

関わりをつくるための仕掛けとして、食堂の食事代は通常300円を予定していますが、『お皿を二人分洗う』『利用者さんと一緒に食事をとる』等、ちょっとしたお手伝いをすれば、無料ということにします。

もちろん、若者だけに限らず、校区の子ども食堂には行きづらいお子さん、子育て中のお母さん、ご年配の方々など、地域の皆様が気軽に集いあい、そして、皆様に育てていただける場所になればと願っております。

決して一方的に支援するのではなく、互いに支え合える関係を築きながら、子どもや若者が夢や希望を持てるよう、誰もが安心して暮らせる地域を共に作っていききたいです。

うまくいくかどうかは全くわかりませんが、これからチャレンジを続けていきます。

どうぞ応援をよろしくお願いします。

そして、オープンできましたら、ぜひぜひ遊びにいらしてください。

#### 《リターンについて》

「みんなで作る学校とれぶりんか」は、元中学校教諭とその教え子らが、不登校、引きこもり、障害を持つ子どもたちの居場所づくりとして、2003年11月に立ち上げたフリースクールです。

平和・福祉・人権・環境といった4つのテーマに、子どもから、お兄さんお姉さん、お父さんお母さん、おじいさんおばあさんまでの4つの世代で取り組んでいます。

その中から、音楽部、とれぶりんか劇団、イラスト部、とれぶりんカフェ、福祉部、出版部など、様々な専門部も生まれました。

その活動に対して、大阪府草の根人権活動奨励賞や、内閣府からの表彰も受けています。

そして、特定非営利法人たゆらぎは、その福祉部の活動から発展しました。

今回のリターンは、とれぶりんかの仲間や、その支援者の皆様からご提供いただいたものばかりです。

どうぞ盛りだくさんのリターンについても、お楽しみいただき、そして、ぜひとも、ご協力をお願い致します。

集まった支援金は「一汁一飯食堂」の備品や当面の食材の購入などに活用します。

このプロジェクトを応援していただくことを通じて、若者たちの問題や、障害のある子どもとその家族の問題を知っていただけたらと願っています。



(問い合わせ先)

■本件に関するお問い合わせ先

特定非営利活動法人たゆらぎ 井村恵美

大阪府枚方市枚方上之町 11-29 1階

MAIL: tayuragi@swee.info

URL: tayuragi.com